**平成２３年（フ）第２９７号**
福岡県古賀市青柳町1091番地
債務者　崎村　尚徳
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３０８号**
福岡市東区多々良１丁目54番22号
債務者　段上　政富
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３０９号**
福岡市東区多々良１丁目54番22号
債務者　段上　則子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３１４号**
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1715番地６
債務者　三ケ尻知世
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３３７号**
福岡市城南区長尾５丁目29番14号
債務者　渡邉　　揚
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３３８号**
福岡市早良区田村４丁目14番15―104号
債務者　福田　寿也
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３４８号**
福岡市東区松田３丁目９番５―307号
債務者　澤村　嘉幸
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３６３号**
福岡県古賀市花見東２丁目５番７号
債務者　梶本　洋一
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４０６号**
福岡市早良区荒江２丁目12番21―305号
債務者　篠原沙智子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４０９号**
福岡市南区鶴田４丁目20番30―205号
債務者　上坪　正弘
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第４２５号**
福岡市中央区西公園１番６―201号
債務者　村方　伸次
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１３号**
岩手県北上市孫屋敷３番17号　コーポ・エクセル103号
債務者　安間　　靖
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第１０号**
長野県下伊那郡阿智村駒場1742番地１
債務者　村上　　綾
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２３年（フ）第９１号**
長崎県長崎市若竹町33番１―504号
債務者　吉田なおみ
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７号**
秋田県能代市字大瀬儘下29番地１　６棟５号
債務者　鵜木　文男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第１８号**
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田41番地１
八竜東住宅３―18号
債務者　佐々木幸子（旧姓尾張）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２０年（フ）第８１５号**
岐阜市日野南２丁目４―11、申立時の住所岐阜市細畑１丁目８番２―303号　エスポア95
債務者　高山京子こと永田京子こと　張　　京子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第６１号**
岐阜県瑞穂市馬場上光町２丁目83番地　タウンハウス馬場　１号
債務者　細野あかり
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
岐阜地方裁判所